

第七十六回 貴族院 國民貯蓄組合法案特別委員會議事速記録第一號

付託議案
國民貯蓄組合法案(政)

日本勸業銀行法中改正法律案(政)
北海道拓殖銀行法中改正法律案(政)

農工銀行法中改正法律案(政)
農工銀行法中改正法律案(政)

委員氏名

委員長 伯爵堀田 正恒君

副委員長 男爵松平外興麿君

侯爵前田 利爲君

侯爵筑波 藤麿君

侯爵久我 通顯君

子爵梅園 篤彦君

子爵三島 通陽君

子爵由利 正通君

男爵加藤 宇佐美勝夫君

男爵西 大塚 成之君

磯貝 光永

吉村友之進君

岩元 達一君

ヲ願ツタ方ガ宜カラウト思ヒマス

○政府委員(廣瀬豐作君) 嘗委員會ニ付託

ニ相成リマシタ國民貯蓄組合法案外四件ニ付キマシテ、其ノ提出ノ理由ヲ御説明致シマス、先づ國民貯蓄組合法案ニ付テ申上ゲマス、政府ニ於キマシテハ、戰時ニ於ケル

財政經濟ノ圓滑ナル運行ヲ圖リマスル爲、國民貯蓄ノ獎勵ニ力ヲ致シテ參ツタノデアリ

マスルガ、國民ノ貯蓄心ヲ涵養シ、貯蓄ノ一般的向上ヲ圖リマスル爲ニハ、貯蓄組合ノ發達ニ俟ツモノガ特ニ大ナルモノアリト

認メマシテ、銳意之方普及ト充實トニ努メテ參ツタノデアリマス、其ノ結果昨年九月末現在ノ内地ニ於キマスル組合ノ數ハ五十一萬五千、組合員ノ數ハ三千四百餘萬人、又

貯蓄現在額ハ十五億二千七百餘萬圓ニ上ッテ居ルノデアリマス、併シナガラ現下時局ノ推移ニ伴ヒマシテ、貯蓄獎勵ヲ徹底致シマスル所ノ必要ハ、益緊切ノ度ヲ加ヘツ、アル今日ニ於キマシテハ、國民貯蓄組合ノ一層整備充實セシメマシテ、之ヲシテ國民貯蓄獎勵運動ノ核心タランメルコトヲ緊要ト

存ジマシテ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、本法律案ノ骨子ニ付テ申シ

出來ルノデアリマス、第一ニ國民貯蓄組合ノ機構ニ關スル規定、指導監督ニ關スル規定及

保護助長ニ關スル規定ノ三ツニ分ツコトガ

ノ形體ヲ整備スルコト致シタノデアリマ

スル所ノ貯蓄組合ノ實情ニ即シマシテ、其

方法ニ依ル預金竝ニ据置預金ノ受入ヲ禁止致シタノデアリマス、次ニ貯蓄銀行以外ノ

銀行ハ貯蓄銀行法ニ依リマシテ、複利ノ組合ノ幹旋ニ依ル場合ニ限リマシテ、是等

ノ預金ヲモ取扱ヒ得ルヤウニ規定ヲ致シタ

ノデアリマス、次ニ國民貯蓄組合ニ對シマシテハ補助金又ハ獎勵金ヲ交付シ得ルコト

ス、第二ニハ指導監督ノ規定ト致シマシテ、先づ國民貯蓄組合ノ幹旋ヲ致シマスア所ノ、

府ト致シマシテハ、本法案ノ通過ノ曉ニ於テ其ノ適切ナル運用ニ依リマシテ、所期

ノ目的達成ニ努メマスルト共ニ、之ヲ根

ス、又報告ノ徵取、實地検査、代表者ノ改

任、其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲シ得ル

旨ヲ定メタノデアリマス、第三ニハ保護助

長ニ關シマシテ國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依リマスル所ノ、貯蓄ニ付テ甲種ノ配當利子所得ニ

對スル分類所得稅ヲ免除スルコト致シタノデアリマス、即チ元本三千圓ヲ超エザル

額面金額三千圓ヲ超エザル國債ノ利子所得ニ付キマシテハ、一定ノ條件ノ下ニ於キマシテ免稅ノ途ヲ拓イタノデアリマス、銀行貯

蓄預金、產業組合貯金等ノ利子所得ニ付キマシテハ、現行所得稅法ニ於キマシテモ元

本三千圓以下ノモノハ非課稅トナッテ居ルノデアリマスルガ、此ノ外更ニ國民貯蓄組

合ノ幹旋ニ依ル貯蓄デアリマシテ、元本五千元圓ヲ超エザルモノニ付キマシテハ、一定

ノ條件ノ下ニ分類所得稅ヲ免除スルコトニ

致シタノデアリマスルガ、次ニ貯蓄銀行以外ノ

銀行ハ貯蓄銀行法ニ依リマシテ、複利ノ組合ニ關スル規定ニ依ル場合ニ限リマシテ、斯クノ

資產ノ處分ノ引受ケマスル場合ノ價額ハ一

致シマスル所ノ資金ノ融通デアリマスガ、委託セラレマシタ資產ヲ擔保又ハ見返リト

金庫ノ主ナル業務ハ轉廢業者ノ爲ニスル所ノ資產ノ管理、又ハ處分ノ引受竝ニ處分ヲ

萬圓ヲ政府出資ト致シタノデアリマス、本

本法律案ノ骨子ニ付テ申シテハ、此ノ外更ニ國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依ル場合ニ限リマシテ、其ノ資本二千萬圓ノ中千九百

萬圓ヲ政府出資ト致シタノデアリマス、本法律案ノ骨子ニ付テ申シテハ、此ノ外更ニ國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依ル場合ニ限リマシテ、斯クノ點コソ本法律案ノ特色ヲ爲スモノデアリマス、尙本法律案ニ於キマシテハ其ノ他轉廢業者ノ爲ニスル債務ノ引受又ハ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得マスルシ、更ニ

必要ガアリマスレバ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
マシテ右以外ノ業務ヲモ行ヒ得ルコトト致
シタノデアリマス、又本金庫ノ事業資金ハ
更生債券ノ發行ニ依リマシテ調達セシメル
コト致シマシテ、其ノ發行限度ハ拂込資
本金ノ十倍迄致シタノデアリマス、次ニ
本金庫ノ主タル事務所、即チ本所ハ之ヲ東
京市ニ置キマシテ、支所ハ差當リ之ヲ大阪
市ニ置キ、東京、大阪以外ノ全國各道府縣
廳ノ所在地ニハ出張所ヲ設置スル豫定デア
リマシテ、其ノ業務ヲ迅速ニ處理セシメマ
シテ、轉廢業者ノ便益ニ資セムトスルモノ
デアリマスルガ、更ニ銀行其ノ他ノ法人ニ
モ業務ノ一部ヲ代理セシムルコトニ致シマ
シテ、本金庫ノ機能ノ發揮ニ付テ遺憾ナキ
ヲ期セシムトスル次第デアリマス、斯ク
ノ如ク本金庫ハ特殊ノ使命ヲ有スルモノデ
アリマスルニ顧ミマシテ、政府ハ之ニ對ス
ル監督ニ付テ特ニ周到ヲ期シマスルト共ニ、
前ニ申述ベマシタ政府出資ノ外租稅ノ減免、
損失ノ補償、補助金ノ交付等各種助成ノ方
途ヲ講ジテ居ル次第デアリマス、以上方國
民更生金庫案ノ概略デアリマスガ、昨年
十二月一應ノ暫定的措置ト致シマシテ、民
法ニ基キ設立セラレマシタル財團法人國民
更生金庫ハ、本法案ニ基ク所ノ特別法人デ
アリマス國民更生金庫設立ノ曉ニ於キマシ
テハ直チニ解散ヲ致シマシテ、新タナル國
民更生金庫ニ對シマシテ其ノ業務ヲ引繼グ
豫定デアリマス、次ニ日本勸業銀行法中改
正法律案、北海道拓殖銀行法中改正法律案
及農工銀行法中改正法律案ノ三件ヲ一括シ
テハ、財團設定前ノ資金ノ融通ヲ認メ、又
ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ資產及負債ノ整
理」トアリマスガ、今ノ中小商工業者デゴ
ニ對スル手形ノ割引、又ハ當座貸與ヲ認ム
ルコトト致シタノデアリマス、第三ニハ市
行法ハ明治三十二年ノ制定ニ係ルモノデア
リマスルガ、是等ノ法律ハ其ノ制定ノ當初、

リマスルガ、是等ノ法律ハ其ノ制定ノ當初、
是ノ銀行ノ業務ニ對シマシテ、相當嚴重
ナル制限ヲ設ケマシテ、其ノ堅實ナル發達
ヲ期スルコト致シタノデアリマス、然ルニ
創立後ニ於キマスル是等銀行ノ業況ハ極メ
テ順調デアリマシテ、其ノ信用モ加ハッテ參
リマシタ爲、法律ニ依ル制限ハ漸次嚴ニ失
スル嫌ガアルニ至ツタノデアリマシテ、明治
三十一年既ニ日本勸業銀行法ノ改正ヲ行ヒ
マシテカラ、今日迄屢々改正ヲ行ヒマシテ、
之ニ依ツテ時勢ノ進運ニ即應セシメテ參ッタ
ノデアリマス、然ルニ今次事變ノ進展ニ伴
ヒマシテ、是等ノ銀行ノ擔當スペキ任務ハ
一層ノ重要性ヲ加フルニ至ツタノデアリマス、
斯カル情勢ニ對處シ、是等銀行ノ機能ヲ擴
充スルガ爲ニハ、更ニ法律ノ改正ヲ行ヒマ
シテ、是等不動產銀行ノ業務ニ對スル法律
上ノ制限ヲ緩和スルノ必要ヲ認ムルニ至ツタ
ノデアリマス、即チ今回改正ヲ行ハムトスル
主要ナル點ハ、日本勸業銀行ノ場合ニ付テ
御説明致シマスナラバ、第一ハ貸付ノ擔保
ト爲シ得ルモノノ範圍ヲ擴張致シマシテ財
團一般ニ及ボシ、又漁船等ヲ新シク加フル
コトニ致シタノデアリマス、第二ニハ貸付
ノ方法及期間ニ關スル制限ヲ緩和致シマシ
テ、山林抵當ノ貸付ノ定期償還ノ貸付期間ヲ
二十箇年迄伸張シ得ルモノト致シマシタ、
年賦金ニ付テハ元利均等ナルコトヲ要スル
旨ノ規定ヲ削除致シマシテ、十人以上ノ連
帶貸付ノ制度ヲ五人以上ヲ以テ足ルコトト
致シマシテ、更ニ財團抵當貸付ニ付キマシ
テハ、財團設定前ノ資金ノ融通ヲ認メ、又
ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ資產及負債ノ整
理」トアリマスガ、今ノ中小商工業者デゴ
ニ對スル手形ノ割引、又ハ當座貸與ヲ認ム
ルコトト致シタノデアリマス、第三ニハ市
行法ハ明治三十二年ノ制定ニ係ルモノデア
リマスルガ、是等ノ法律ハ其ノ制定ノ當初、

リマスルガ、是等ノ法律ハ其ノ制定ノ當初、
マシタ、又第四ニハ有價證券投資ノ範圍ヲ
擴張致シタノデアリマス、第五ニハ賣出債
券ニ關スル登記手續ノ簡易化ヲ圖ツタノデ
アリマス、以上ハ日本勸業銀行法ニ付テ御
説明致シタノデアリマスガ、農工銀行法及
北海道拓殖銀行法ニ付キマシテモ之ニ準ジ
マシタ將來轉廢業ヲ豫想セラレマス商工業者
ニ關シマスル資料ハ確力差上ゲテアル苦ダ
ト思フノデアリマス、商工省ノ方カラ差上
ゲテ居ルト思ヒマス、只今御質問ニナリマ
シタ將來轉廢業ヲ豫想セラレマス商工業者
ノ數デゴザイマスガ、或ハマダ御手許ヘ行ッ
テ居ナイカトモ思ヒマス、ソレカラ或數字
ハ衆議院ニ於テ商工大臣ガ何カ御話シタヤ
ニハ申上ゲラレナイコトニナツテ居ル譯デア
リマス、相當今後ニ於キマスル推移ニモ依リ
マスルケレドモ、相當ノ人數ニ上ルト云フコ
トヲ豫想致シテ居ルノデアリマス、唯問題
ハソレ等ノ豫想ヲサレテ居リマス轉廢業者
ガ急激ニ一時ニ出ルカ否カト云フ問題デア
ルト思フノデアリマスガ、本法律案竝ニ之
ニ伴ヒマスル豫算外國庫ノ負擔ニ關スル契
約ニ於キマシテ昭和十六年度ニ豫想致シテ
居リマスル政府ノ考へ方ハ、全體トシテ發
生スルデアラウト考ヘラレテ居リマスル數
字ニ對スル何分ノ一カト云フ程度デアリマ
シテ、即チ是等ノ轉廢業ト云フモノハ十六
年度ノミニ於テ發生スルモノデナク、十七
年以後ニ於キマシテモ引續キ數年ニ亘ツテ
發生スルト云フ豫想ノ下ニ色々ノ計畫ヲ立
テテ居ル次第デゴザイマス、御了承ヲ願ヒ
マス

○委員長（伯爵堀田正恒君） 是テ御説明ヲ
終リマシテ、質疑ニ入ルノデアリマスガ、
○子爵梅園篤彦君 此ノ際参考資料ヲ要求
致シタイト思ヒマス、衆議院ニ於キマシテ
ハ種々参考資料ガ要求セラレタコトト存ジ
マス、而シテソレ等ノ参考資料ハ政府ニ於
テ既ニ御蒐集濟ミノコトト思ヒマスノデ、
本院ニ於キマシテモソレ等ノ参考資料ヲバ
御提出願ヒタイト思ヒマス、委員長カラ政
府ニ對シテ御要求ヲ願ヒタイト思ヒマス
○委員長（伯爵堀田正恒君） 承知シマシタ
○子爵梅園篤彦君 今伺ヒマスルト、大體
衆議院ニ於テ要求セラレタ資料ハ、參テ居
ルサウデアリマスガ、其ノ中來テ居ナイモ
ノモアルヤウデゴザイマスカラ、マダ御提
出ニナツテ居ラナイモノヲソレデハ御提出ヲ
願ヒマス

○子爵松平外興麿君 此ノ更生金庫法ノ第
一條デアリマスガ、之ヲ見マスト、「轉業又
テハ、財團設定前ノ資金ノ融通ヲ認メ、又
ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ資產及負債ノ整
理」トアリマスガ、今ノ中小商工業者デゴ
ニ對スル手形ノ割引、又ハ當座貸與ヲ認ム
ザイマスガ、大凡更生金庫ノ對象トナル、
御分リニクイコトカモ知レマセヌガ、大凡

○子爵梅園篤彦君 只今伺ヒマシタ國民財
蓄組合法案特別委員會議事速記録第一號

蓄組合ニ對シマシテハ、補助金又ハ獎勵金ヲ交付シ得ル規定ガアッテ、別途追加豫算ニ其ノ所要經費ヲ計上致シテアルトノコトデゴザイマスガ、其ノ金額ノ内譯竝内容ニ付

○政府委員(栗原修君) 貯蓄組合ニ對シマテ説明願ヒタイト存ジマス
スル補助金ハ別途豫算ニ要求シテ居ルノデアリマスガ、百八十萬圓バカリノ補助金ヲ出

○内譯ハ只今御説明申シマシタヤウニ、組合ノ數ガ五十一萬餘ニ上ツテ居ルノデゴザイマスガ、之ニ對シマシテ從來ノ増加率ヲ見マシテ、其ノ推定増加率ニ依リ一應組合數ヲ推定シマシテ、其ノ中カラ官廳デアルトカ、或ハ大會社、工場デアルトカ、サウ云フ經費ヲ補助スル必要ノナイト思ハレルモノヲ除外致シマシテ、約四十萬組合程度ノモノヲ目途ト致シマシテ、事務費ノ一部ヲ補助スルトスウ云フコトニ相成ッテ居ルノデゴザイマス

○子爵梅園篤彦君 昨年九月末現在ノ内地ニ於ケル貯蓄組合數五十一萬五千、組合員數三千四百餘萬人、貯蓄現在額十五億二千七百餘萬圓ニ上ツテ居ルト云フ只今ノ御説明ヲ伺ヒマシタガ、然ラバ此ノ百八十萬圓ノ補助金デ以テ、是ガ貯金貯蓄ノ普及發達ヲバ御努メニナリマスル結果、ドノ位ノ程度ノ貯蓄ノ増額ヲ見ル御見込デアリマスルカ、其ノ豫想ニ付テ御説明ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(栗原修君) 貯蓄組合ヲ整備擴充致シマシテ、ドノ位ノ貯蓄ガ殖エルカト云フ御尋デゴザイマスルガ、現在ノ組合ノ貯蓄ノ狀況ヲ見マスルト、昨年度上半期ノ實績カラ推計致シマシテ大體七億圓位ノ貯

蓄が増加致シテ居ルノデゴザイマスガ、從來ニ致シマシテモ、此ノ貯蓄組合ノ貯蓄ノ增加促進ニ付キマシテハ、有ラユル手段ヲ用ヒマシテ努力致シテ居ルノデゴザイマスケレドモ、併シナガラ從來ノ機構ニ於キマシテハ、ナカノ増加ヲ見ルコトガムヅカシイ事情ナドガアツタノデゴザイマス、併シ此ノ法律ニ依リマシテ、組合ノ整備ガ十分ニ出來マスト共ニ、組合員ニ於キマシテモ政府ノ十分ナル監督指導ニ信頼致シマシテ、安心ヲシテ貯蓄ガ出來ルト云フコトニナラウカト存ジマスノデ、少クトモ過去ノ貯蓄ノ實績ヨリハ遙ニ其ノ額ガ上ルコトヲ期待シテ居ル次第デゴザイマス、ソレデハドノ程度ニ増加スルカト云フコトヲ數字ヲ以テ豫想致シマスコトハ困難デアリマスルケレドモ、只今考ヘテ居リマスコトハ、少クトモ過去ノ實績ノ倍位ノ數字ハ蓄積致サセルヤウニ指導致シタイト存ジテ居リマス

出来タコトハ極メテ少イノデハナイカト左
様ニ考ヘマス、故ニ二億圓ノ運用資金ガアリ
マシテモ、其ノ運用宜シキヲ得ザレバ同様
ノ結果トナルハ火ヲ賭ルヨリモ轍カデアル
ト考ヘルノデアリマス、仍テ今回ノ國民更
生金庫ノ資金ハ、其ノ貸出手續ヲバ敏活ニ
スルトカ、或ハ其ノ貸出金額モ、帶ニ短シ
禪ニ長シデ中途半端ノモノニ致サズシテ、
適當ノ金額ニスルトカ、從來ノ失敗ニ鑑ミ
テ其ノ運用ノ妙ヲバ發揮致サレマシタナラ
バ、其ノ目的ヲ十分ニ達シ得ラレルデヤナ
イカト思フノデアリマス、此ノ點ニ付テ特
ニ御留意願ヒタイト思ヒマスルト共ニ、本
案ニ於キマシテハ舊業務ニ供セラレマシタ
所ノ資産ヲバ、一應營業ヲ繼續スル者トシ
テノ評價額ニ依ツテ其ノ處分ヲ引受ケ、之ヲ
見返リトシテ資金ヲ貸付ケラレルコトニナッ
テ居リマスカラシテ、融資ヲ受ケマス所ノ
中小商工業者側カラ申シマスルト、非常ニ
有利デアルト思ヒマス、從ツテ所期ノ目的モ
達シ易イト思フノデアリマスガ、是等ノ資
金ノ運用ニ付キマシテ、我々素人ニ分リマ
スヤウニ詳細ニ説明ガ願ヒタイト思ヒマス、
又國民更生金庫ト、從來ノ庶民金庫ナドノ
金融機關トノ法的性質モ相違致シテ居リマ
スル點、ト云フヤウナ事ニ付キマシテモ、御
説明ヲ煩ハシタイト思ヒマス

二千萬圓ヲ限度トスル勘定ニ相成ル譯デアリマス、併シナガラ實ハ此ノ二億數千萬圓ト云フ金、其ノ限度迄シカ此ノ金庫ハ資金ヲ出サナイト云フ考へ方デゴザイマセヌノデ、此ノ金庫ガ數年間轉廢業者ニ對シテ資金ヲ融通シテ居リマスル間ニ於キマシテハ、初メニ融通致シマシタモノカラ資金ノ回収ヲ受ケマス、其ノ回収ヲ受ケタ金ヲ更ニ第ニ、第三ノ年度ニ於テ發生シマシタ轉廢業者ニ貸付ケルト云フコトニナル譯デアリマシテ、資金ノ限度ハ二億數千萬圓デアリマスルケレドモ、實際貸付ガ行ハレマスル金額ト云フモノハ其ノ何倍カニナルト云フ豫想ヲ致シテ居ル次第アリマス、ソレカラ貸付ノ方法ニ付キマシテハ、先程モ大體御説明申上ガマシタヤウニ、從來ノ、先程御話ニナリマシタ商業組合、工業組合、或ハ普通銀行ヲ通ジテノ中小商工業者ニ對スル貸付ト云フモノノ方法ト致シマシテハ、物的擔保ガアレバ物的擔保ノ範圍内、又保證人ガアリマスレバ、保證人ノアリマスル限度ニ於テ貸付ヲ致ス、之ガ從來ノ普通ノ銀行トシテノ貸付ノ方法デアリマス、假令ソレガ商業組合デアラウト、工業組合デアリマセウト、大體融通ノ仕方ハ從來ノ銀行ノ融通ノ考へ方デアツタノデアリマスルガ、今回ノ更生金庫ハ大分其ノ點ガ違ツテ居リマシテ、詰リ轉廢業者ガ持ツテ居リマス所ノ商賣道具ト云フモノガ、若シソレヲ市場デ處分ヲスルト云フコトニナリマスレバ、謂ハバ捨値デ賣ラナケレバナラヌヤウナノモ、一應若シ本人ガ營業ヲ繼續シテ居ツタナラバ、ドノ位ノ値打ガ出ルデアラウカ、誠ニ下世話ノ例デアリマスルケレドモ、例ヘバ魚屋ガ天秤棒一本シカ持ツテ居ラナイト云フ場

合デアリマシテモ、其ノ天秤棒一本ノ値段ヲ
捨値デ見マセヌデ、其ノ天秤棒ニ依ッテ魚屋
ガ經營ヲ營ンデ居タト致シマシタナラバ、
其ノ天秤棒ガドノ位ノ値打ガシタデアラウ
カト云フヤウナ評價ヲスルノデアリマス、
斯ウ云ツタヤウナ評價ノ仕方ハ普通ノ銀行
デハ到底爲シ得ナイコトデアリマス、從ヒ
マシテ政府ガ之ニ對シテ融通致シマス際ニ
ハ、必シモ其ノ融通金額ガ當然回収サレル
ト云フコトヲ豫定シナインデアリマシテ、從ヒ
或程度ヲ損失ヲ來スデアラウト云フコトヲ
初メカラ承知ノ上デ資金ノ融通ヲシヨウ、
此ノ點ガ此ノ金庫ノ非常ナ特色デアリマス、
デアリマスカラシテ此ノ金庫ハ此ノ業務ヲ
營ミマスルコトニ依ツテ、營業費ガ捻出出
來ルトハ思ツテ居リマセヌ、從ヒマシテ本金
庫ノ營業費ト云フモノハ殆ド全部政府ガ補
給ヲスル、勿論資本金カラ生ジマス所ノ豫
金利子、或ハ證券利子ト云フモノカラ生ジ
マスモノハ別デアリマスルガ、ゾレ以外足
リナイ營業費ト云フモノハ、殆ド政府ガ補
給ヲ致シマス、其ノ外ニ更ニ融通シタ金額
ガ回收回來スト云フコトモアルト云フコト
ヲ豫想致シマシテ、サウ云フ豫想……回収
ガ出來ヌト云フコトヲ初メカラ承知ノ上デ
融通スルト云フ建前デ此ノ第三章第十七條
以下ノ規定ガ出來上ツテ居ル譯デアリマス、
尙詳細ノ條文ニ付テ又御質問ガゴザイマス
レバ、銀行局長カラ御説明申上ゲルコトニ
致シマス、本金庫ノ法律上ノ性質ガ他ノ金
融機關トドウ云フ風ニ違ツテ居ルカト云フ
御尋ネデアルト思フノデアリマスガ、大體此
ノ更生金庫ハ特殊ノ法人デアリマシテ、其
ノ點ニ於テハ御承知ノヤウニ産業組合中央

金庫ト言ツタヤウナモノモ大體法律上カラ
ガラ一番本金庫ノ法律上ノ性質ガ似テ居
マスノハ、御承知ノ庶民金庫ガ一番似テ居
ルノデアリマス、庶民金庫ヘ是モ大體全然營
利ヲ目的ト致シテ居リマセヌノミナラズ、
其ノ仕事ノ内容ニ於キマシテモ、極ク少額
デハアリマスケレドモ、千圓乃至二千圓ヲ
限度ト致シマシテ、庶民階級ノ人達ニ全然
無擔保デ貸スト云フ建前ニナツテ居ルノデ
アリマス、從ヒマシテ此ノ庶民金庫モ矢張
リ其ノ仕事ニ依ツテ利益ヲ得ル、營業費ヲ全
部賄フト云フコトハ豫想シテナイ法人デア
リマス、譬へ方カラ申シマスト、此ノ庶民
金庫ガ先づ最近出來マシタモノノデハ新シイ
型變リノ法人デアリマスガ、國民更生金
庫ハ大體ニ於テ、此ノ庶民金庫ニ一番似テ
居リマシテ、庶民金庫ヨリモモットハッキリ
貸付ノ當時カラ損失ヲ豫想シテ居ルト云フ
點ニ於テ違フト思フノデアリマス、庶民金
庫ニ於キマシテ、營業費ハ持出シデハアリ
マスルケレドモ、貸付ケタ金ハ大體全體ヲ
平均シマシテ、先づ戻ツテ來ルト云フ目論見
デアノ庶民金庫ト云フモノハ出來テ居リマ
ス、併シナガラ國民更生金庫ニ於テハ其ノ
目論見スラ立テナイノデアリマシテ、或程
度ノ損失ハ已ムヲ得スト云フコトデ、追々テ
御審議ヲ願フコトニナリマスガ、十六年度ニ
ノ追加豫算ニ於キマシテ取敢ズ十六年度ニ
於テ國民更生金庫ガ損失ヲ受ケルデアラウ
ト豫想セラレマス金額ガ六千五百萬圓ト云
フコトニ致シマシテ、其ノ豫算外契約ヲ提
出致シテ居ルヤウナ次第デアリマス、此ノ
六千五百萬圓ト云フ數字ハ單ニ十六年度ニ
於テ發生スルデアラウト云フ豫想ノ金額ダ

ケデアリマシテ、十七年度以後ニ於テ更ニ
引續イテ國家ニ於テ損失ヲ補償シナケレバ
ナルマイト云フコトニ考ヘテ居ルヤウナ次
第デアリマス、其ノ點ガ他ノ金融機關ト達ツ
タ主ナル點カト存ズル次第デアリマス
○子爵梅園篤彦君 只今ノ御懇切ナル御説
明ニ依リマシテ大體了承スルコトヲ得マジ
タ、就キマシテハ此ノ貸付金額ハ大體一人
當リニ對シテ其ノ限度ト云フモノハ決ッテ
居ルノデアリマスルカ、或ハ決ッテナイノデ
アリマスルカ、決ッテ居ルト致シマシタラ、
此ノ貸付金額ノ最高、最低ト言ッタヤウナモ
ノニ付テ承リタイト思ヒマス
○政府委員(廣瀬豐作君) 是ハ貸付ニ際シ
マシテノ限度ト云フモノハ決ッテ居リマセ
ス、從ツテ最高、最低ト云フモノハゴザイマ
セヌ、大體此ノ更生金庫ガ引受ケマスルニ
付キマシテハ、其ノ前ニ如何ナル方面ニ於
テ轉廢業者ヲ出スベキカト云フコトニ付キ
マシテ、主トシテ政府部内ニ於キマシテモ、
商工省方面デ方策ヲ決メル譯デアリマス、
而シテ商工省ニ於キマシテハ轉廢業者ノ資
産評價委員會ト云フモノガアリマシテ、ソ
コデ大體ドノ程度、或業種ニ付キマシテ、
例ヘバ百人居リマスレバ、百人ノ中何人ヲ
轉廢業セシムベキカト云フコトヲ決メマシ
テ、其ノ轉廢業セシムベキモノノ持ツテ居
リマスル所ノ資產ト云フモノヲ其ノ委員會
デ評價スル譯デアリマス、其ノ評價シマシ
タ限度ニ於テ厚生金庫ハ資金ノ融通ヲシ、
或ハ資產ノ管理ヲヤル、斯ウ云フ建前デヤツ
テ行カウト云フ考デ居ル次第デアリマス
○子爵梅園篤彦君 ソレデハ中小商工業者
ト云フモノガ目的ニナツテ居リマスカラ、自
ラ其ノ金額ハ極限ハ決マツテ居ル譯デアリ

マスルガ、併シ中小商工業者ト申シマシテ
モ、非常ニ微弱ナモノモアリ、相當資力ノ
アツタモノモアリマスルカラ、サウ云ツタ相當
資力ヲ持ツテ居ツタモノニ對シテハ相當ナ貸
付金額ヲバ見ルト云フコトニナル譯デアリ
マスルカラ、左様ニ承知シテ宜イデゴザイ
マセウカ

○政府委員(廣瀬農作君) 大體ハ御考へ通
リデゴザイマシテ、詰リ大規模ナ業者ト云
フモノニ付テハ豫想ハ致シテ居ラナイノデ
アリマス

○子爵梅園篤彦君 次ニモウ一點伺ヒタイ
ト思ヒマスルガ、既ニ轉廢業ノ已ムナキニ
立至リマシタモノ、竝ニ轉失業ノ状態ニ進
行シツ、アル者ニ對スル之ガ救濟更生ノ對
策トシテ現在御考ニナツテ居リマスル所ノ
方法トシテ具體的ニ伺ヒタイト思フノデア
リマス、尤モ此ノ救濟更生策ハ或ハ商工省
ト厚生省ト其ノ立場ノ關係カラ御違ヒニナ
ル點ガアルカモ存ジマセヌガ、何レノ省ノ
方デモ結構デゴザイマスガ、一通り其ノ對
策ニ付テ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○政府委員(堀義臣君) 中小商工業者ノ問
題ニ付キマシテハ豫々商工省ト致シマシテ
モ、出來ルダケノ方策ヲ執ツテ參ツテ居タ
ノデゴザイマス、特ニ工業者方面ニ付キマ
シテハ、大體申上ゲマスルト、物動計畫ノ設
定ニ依リマシテ、事業ノ繼續ガ困難ナモノガ
相當出テ參リマシタ爲ニ、ソレ等ヲ所謂時局
産業ト云フヤウナ方面ニ振向ケマシテ、サウ
シテ仕事が出來ルヤウナ方策ヲ講ズルト云
フ方針ヲ執ツテ參ツタノデアリマス、其ノ方法ト
致シマシテハ、軍需産業デアリマスルトカ、或ハ
輸出品ノ産業デアリマストカ、或ハ代用品ノ
産業デアリマストカ、斯様ニ今日ノヤウナ

情勢ニ於キマシテモ其ノ仕事ガ繼續出來ル
デアラウカト云フ方面ニ仕事ヲ轉換サセル
コトヲ考ヘマシテ、之ニ必要ナ措置ト致シ
マシテハ、例ヘバ技術上ノ指導ヲ致シマス
ルトカ、或ハ設備ヲ設ケマスル場合ニ其ノ
補助ヲ致シマスルトカ、或ハ見本ヲ作りマス
際ノ見本製作ニ付テノ補助ヲ致シマストカ、
各般ノ方法ニ依リマシテ、ソレ等ノ産業ニ
轉換スルコトヲ考ヘテ參ッタ譯デゴザイマ
ス、此ノ方法ハ今後トモ之ヲ繼續致シマシ
テ、出來ルダケ斯様ナ方法ヲ執リタイト思ツ
テ居リマス、ソレカラモウ一つハ中小工業
者自體ガ何ト申シマシテモ資力其ノ他ノ點
カラ申シテ甚ダ弱體ナモノガ多イノデゴザ
イマシテ、ソレヲ強化スル方針ヲ執リテ參ッ
タノデアリマス、其ノ方法ト致シマシテハ
企業ノ合同ヲ勧奨致シマシテ、經營單位ヲ
引上げマスルトカ、中小工業者ノ技術上ノ
指導ヲ致シマスルトカ、ト云フヤウナ方法
ヲ執リマシテ、中小工業自體トシテモ強化サ
レルヤウニト云フヤウナコトデ考ヘテ參ッ
タノデアリマス、斯ウ云フ方法度今後トモ
之ヲ繼續シテ參ル考デゴザイマス、尙モウ
一つノ方法ト致シマシテハ從來中小ノ工業
者ト云フモノハ其ノ多クハ大工場カラ下請
ノ注文ヲ受ケマシテ、ソレデ仕事ヲシテ居
リマスルト云フ者ガ多カッタノデゴザイマ
スケレドモ、此ノ下請關係ト云フモノハ今
日迄ハ亂雜ニナッテ居リマシタノデゴザイ
マス、ト申シマスノハ一ツノ中小工場ガ下
請注文ヲ貰フ其ノ親工場ト云フモノハ一定
シテ居ラナイ、或時ハ甲ト云フ工場カラ注
文ヲ貰フ、或時ハ乙ト云フ工場カラ注文ヲ
貰フト云フヤウニナッテ居リマス、又親工場
ト致シマシテモ自分ノ都合ノ好イ時ニ、都

合ノ好イ中小工場ニ向ッテ下請注文ヲ發ス
ルト云フヤウナ傾向ガゴザイマシタ、斯様
ナ有様デハ此ノ中小工業ノ維持ト云フ點カ
ラ申シマシテモ、亦我ガ國ノ生產力維持ト
云フコトカラ申シマシテモ遺憾ニ存ジマス
ルノデ、今後ハ此ノ下請關係ヲ整備致シマ
シテ、出來ルダケ此ノ經常的ナモノニ致シ
タイト考ヘテ居リマス、親工場ト中小工場
トノ關係ヲ經常的ナモノニ致シマシテ、決
メテシマフト云フコトヲ考ヘテ居リマス、
サウ致シマシテ、注文ガ既ニ決マックタ工場ニ
向ッテ出サレルバカリデナク、親工場ト致シ
マシテハ謂ハバ子工場トモ申スベキ中小工
業者ノ經營、技術ト云フコトニ付キマシテ
常ニ指導ヲスル、親工場ト子工場トガ有機
的ナ一體トナリマシテ、生産力ノ向上ヲ圖
ラセレルト云フヤウニ之ヲ仕向ケテ參ル、斯
様ナコトモ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレ
カラ商業者ニ付テハ物資ガ減ヅテ參リマシ
タシ、相當利潤ガ限定サレテ居リマス、今日
只今ノヤウナ狀態ノ儘地商業者ガ居リマシ
タノデハ結局自滅ノ外ナイト存ジマス、出
來ルダケ此ノ配給系統ヲ組織化致シマシテ、
一方カラ申セバ物資ガ圓滑適正ニ流通スル
ヤウニ、又業者トスレバ其ノ事業、仕事ガ
出來ルダケ安定スルヤウニト云フヤウナ意
味ニ於キマシテ、配給系統ノ整備ヲスルコ
トヲ考ヘテ居リマス、尙從來此ノ個々ノ業
者ガソレドモ、仕事ヲシテ居リマシタノデゴザ
イマス、ト申シマスノハ一ツノ中小工場ガ下
請注文ヲ貰フ其ノ親工場ト云フモノハ一定
シテ居ラナイ、或時ハ甲ト云フ工場カラ注
文ヲ貰フ、或時ハ乙ト云フ工場カラ注文ヲ
貰フト云フヤウニナッテ居リマス、又親工場
ト致シマシテモ自分ノ都合ノ好イ時ニ、都

及商業者ニ付キマシテ從來カラ執リテ參リ
マシタ方針ヲ今後モ極力之ヲ實行シテ參リ
タイト思ヒマス、大體御説明申上ゲマシタ
ラ申シマシテモ、亦我ガ國ノ生產力維持ト
云フコトカラ申シマシテモ遺憾ニ存ジマス
ルノデ、今後ハ此ノ下請關係ヲ整備致シマ
シテ、出來ルダケ此ノ經常的ナモノニ致シ
タイト考ヘテ居リマス、親工場ト中小工場
トノ關係ヲ經常的ナモノニ致シマシテ、決
メテシマフト云フコトヲ考ヘテ居リマス、
サウ致シマシテ、注文ガ既ニ決マックタ工場ニ
向ッテ出サレルバカリデナク、親工場ト致シ
マシテハ謂ハバ子工場トモ申スベキ中小工
業者ノ經營、技術ト云フコトニ付キマシテ
常ニ指導ヲスル、親工場ト子工場トガ有機
的ナ一體トナリマシテ、生産力ノ向上ヲ圖
ラセレルト云フヤウニ之ヲ仕向ケテ參ル、斯
様ナコトモ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレ
カラ商業者ニ付テハ物資ガ減ヅテ參リマシ
タシ、相當利潤ガ限定サレテ居リマス、今日
只今ノヤウナ狀態ノ儘地商業者ガ居リマシ
タノデハ結局自滅ノ外ナイト存ジマス、出
來ルダケ此ノ配給系統ヲ組織化致シマシテ、
一方カラ申セバ物資ガ圓滑適正ニ流通スル
ヤウニ、又業者トスレバ其ノ事業、仕事ガ
出來ルダケ安定スルヤウニト云フヤウナ意
味ニ於キマシテ、配給系統ノ整備ヲスルコ
トヲ考ヘテ居リマス、尙從來此ノ個々ノ業
者ガソレドモ、仕事ヲシテ居リマシタノデゴザ
イマス、ト申シマスノハ一ツノ中小工場ガ下
請注文ヲ貰フ其ノ親工場ト云フモノハ一定
シテ居ラナイ、或時ハ甲ト云フ工場カラ注
文ヲ貰フ、或時ハ乙ト云フ工場カラ注文ヲ
貰フト云フヤウニナッテ居リマス、又親工場
ト致シマシテモ自分ノ都合ノ好イ時ニ、都

○子爵梅園篤彦君 只今ノ御説明ニ依リマ
シテ其ノ救濟更生對策ニ付テノ大體ノ内容
ヲ承知致シマシテ、安心致シマスルガ、併シ
次第デアリマス

○子爵梅園篤彦君 只今ノ御説明ニ依リマ
シテ其ノ救濟更生對策ニ付テノ大體ノ内容
ヲ承知致シマシテ、安心致シマスルガ、併シ
次第デアリマス

○河原田稼吉君 其ノ評價委員會ト云フノ
ハ、矢張リ中央以外ニ澤山オ作リニナルノ
アリマスカラ、ト云フノハ、若シ一ツダケ
デアリマスカラ、ト云フノハ、若シ一ツダケ
デアルト、大分山積シテ處置ニ時日ガ掛ル
ヤウナコトニナルト思ヒマスガ、ドウ云フ
タイト斯ウ云フ考ヘデゴザイマス

○河原田稼吉君 其ノ評價委員會ト云フノ
ハ、矢張リ中央以外ニ澤山オ作リニナルノ
アリマスカラ、ト云フノハ、若シ一ツダケ
デアルト、大分山積シテ處置ニ時日ガ掛ル
ヤウナコトニナルト思ヒマスガ、ドウ云フ
タイト斯ウ云フ考ヘデゴザイマス

○政府委員(廣瀬豐作君) 先程モチョット
申上ゲマシタヤウニ、大體サウ云ッタヤウナ
コトニ付キマシテハ、轉廢業者ノ資產評價
テモ之ヲ矢張リ斟酌ナサルノデスカ

○政府委員(堀義臣君) 評價委員會ハ中央
ニ商工大臣ヲ會長ト致シマスモノヲ作リマ
ス、ソレカラ各道府縣ニ地方長官ヲ會長ト
致シマスモノヲ作リマス、中央ノ評價委員
會ニ於キマシテハ、大體評價ノ基準ニナリ
マスヤウナコトヲ決メマシテ、ソレヲ各地
方廳ニ通シマシテ、ソレヲ根本トシテ今度
ハ具體的ニ誰ニハ幾ラ更生金庫カラ資金ヲ貸ス
ノ評價ニ付キマシテ、地方ノ委員會ガ答申
ヲスルト云フヤウナコトニナッテ居リマス
○河原田稼吉君 只今迄斯ウ云フ施設ニ付
テハ、例ヘバ先程ノ御話ノヤウナ天秤棒一
ナルト云フコトハ、大變御深切ナヤリ方デ
本デモ其ノ事情、或ハ從來ノソレドモノ生
活ト言ヒマスカラ、ソレヲ斟酌シテ御貸シニ
ヤレ連帶者ヲ作レトカ、保證人ヲ作レト云
アリマスガ、從來ソレダケデハ足リナクテ、
ヤカマシイコトガ多カッタ、從ツ

テナカノ連帶ニナル人モナイン、保證ニ立ツ人モナイト云フノデ、折角施設ガ出來テモ、其ノ便益ニ興ルコトガムヅカシカッタ云フ傾向ガ往々アツタノデスガ、ソレ等ノ點ハドウナリマスカ、モウ一つハ、ナカノ出シテモ、進行ガ早クナイ、出シテモ三箇月モ四箇月モ掛リ、其ノ中ニハ食ヘナクナッテシマフト云フヤウナコトガ、各方面ニ多カツタノデスガ、殊ニ斯ウ云フ側ニ多カツタヤウデスガ、ソレ等ニ付テハドウ云フヤウニ御取運ビニナリマスカ

○政府委員(廣瀬豐作君) 最初ニ御尋ノ點デゴザイマスガ、從來ノ銀行業務デアリマスレバ、擔保物、物的擔保デ足リナイモノト、人的擔保ト言ヒマスカ、保證人ヲ立てルト云フヤウナ手段ヲ執ルノデアリマスガ、今回ノ更生金庫ノ融通ニ當リマシテハ、其ノ轉廢業ヲ致シマスル者ガ、從來ノ業務ニ使ツテ居リマシタ物、ソレヲ擔保ニ取りマスルカ、或ハ管理ヲ致シマシテ、ソレヲ見返リニシテ金ヲ貸スコトニ致シマスガ、要スルニ舊業務ニ付テ本人ガ持ツテ居リマシタ資產ト云フモノヲ限度ニ致シマシテ、ソレ以外ニ別ニ添擔保ヲ取ルトカ、或ハ保證人ヲ取ルト云フコトハ致サナイ積リデアリマス、ソレカラ此ノ事務ヲ早クヤルト云フコトニ付テ何カ工夫ヲシテ居ルカト云フ御尋デゴザイマスガ、是ハ大體先程モ申シマシタヤウニ、個人々々ニ對シテ幾ラ貸スベキカト云フコトニ付キマシテハ、先程力申シマシタ資產評價委員會、是デモウピタット決メテシマフ、ソレデモ一遍更生金庫ハ是ダケニ決メタケレドモ、金庫トシテハ是ダケシカ貨セナイト云フヤウナコトハヤ

具體的ニ決リマスレバ、ソレカラ後ノ手續ハ比較的敏速ニ行ク譯デアリマス、デアリマスカラシテ成ルベク此ノ評價委員會ト云フモノガ時宜ニ適シタヤウニ、適當ニ且敏速ニ決定スルト云フコトヲ希望スル譯ナソニアリマス、尙取扱ノ店舗ト致シマシテハ、先程モ御説明致シマシタガ、本所、支所ト云フモノハ東京、大阪ニ置キマシテ、其ノ他ハ大體實際從來不動產其ノ他ノ擔保物ヲ取扱シテ居リマス全國各地ノ日本勸業銀行ノ支店、其ノ日本勸業銀行ニ主トシテ働イテ貰フ積リデアリマスガ、其ノ外ニ於キマシテモ、全國金融協議會、是ハ御承知ノヤウニ銀行、ソレカラ信託會社、總テノ金融機關が結成シテ居ルモノデゴザイマスルガ、之ニ大體話ヲ致シマシテ、其ノ土地其ノ土地ニ必要ナ所ノ銀行デモ、信託會社デモ、或ハ場合ニ依ツテハ貯蓄銀行、無盡會社ヲ使ツテモ宜シウゴザイマスガ、其ノ土地々々ニ必要ナ處ニハ代理店ヲ置キ、其ノ代理店ヲシテ簡易ニ迅速ニヤラセルト云フ考デ居ル次第デゴザイマス、從ヒマシテ更生金庫ガ出來マシテ其ノ更生金庫ガ新シク人ヲ採用ヲ致シマシテ、其ノ人間ガ其ノ土地ヘ出張ツテ仕事ヲ始メルト云フノデナク、本當ニ新シイ人ガ出來ルノハ本所、支所位ノモノデアリマシテ、後ハ全部從來カラ其ノ土地ニヤツテ仕事ヲヤツテ居リマシタ銀行トカ、代理店トカニ仕事ヲ扱ハセルト云フコトニサセタイト思ヒマスカラ、相當敏速ニ事ガ運ブコトニナルト考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○政府委員(堀義臣君) 中央評價委員會ハ
商工省ニ之ヲ置キ商工大臣ガ會長ニナルノ
デアリマス、委員ト致シマシテハ先程大藏
次官カラ御説明申上ゲマシタヤウニ關係各
廳ノ官吏、ソレカラ各主ナル事業ノ代表者
ト云フヤウナ人ニ矢張リ委員ヲ御願ヒシテ
居リマス、ソレカラ又商業會議所デアリマ
ストカ、經濟聯盟デアリマストカ云フヤウナ
方面ノ代表者ノ方及工業組合中央會、商業
組合中央會、貿易組合中央會ト云フヤウナ
團體ノ代表者ノ方々ニ委員ヲ御願ヒシマ
ス、又地方ノ方ハ地方長官ガ會長ニナリマ
シテ、委員ト致シマシテハ、地方廳ノ關係ノ
官吏、ソレカラ稅務關係ノ官吏、ソレカラ
地方ニ於キマスル商工會議所ノ代表者、ソレ
カラ工業組合、商業組合等ノ代表者、又更
生金庫ノ關係者ト云フヤウナ人ヲ大體委員
ニ任命シテ貰フ考ヘデ居リマス
○河原田稼吉君 地方ノ今ノ評價委員會ハ
地方ソレドヘ一ツデアリマスカ、例へバ一縣
一ツト云フカ、ソレドヘ必要ナ所ヘオ置キ
ニナル積リデアリマスカ
○政府委員(堀義臣君) 各府縣ニ一ツ置キ
マス、地方ノ縣廳内ニ置ク譯デアリマス
○河原田稼吉君 一ツダト茲ニ方々ノ地方
カラ郵便デ言ッテ來テ、ソコデ矢張リ人ヲ集
メテ相談スルトカ、或ハ更ニソコカラ町役
場ヘ照會スルトカ、一ツダケデヤナカヽ
事ガ敏速ニ運バスト云フヤウナ虞ハアリマ
セスカドウデスカ

ニ囑託員ト致シマシテ、評價ノ調査員ト申ス
ヤウナ者ヲ、大體三十名位ツツ各地方廳ニ
置キマシテ、之ガ矢張リ此ノ事業ノ資産ノ評
價ト云フコトノ出來ルヤウナ人ヲ頼ミマシ
テ、調査員ト致シマシテ、之ガ具體的ニ轉
廢業者ガ出來マシタ時ニ其ノ現地ニ參リマ
シテ、調査ヲ致シマシテ、サウンシテ一應ノ
資料ヲ調べマシテ、地方長官ニ報告スル、
ソレニ依ツテ地方長官ガ地方委員會ニ諮問
スルト云フヤウナ手續ヲ採ツテ參リタイト思ツ
テ居リマス

スモノデスカラ、其ノ際一應組合トシテ評
價ニ付キマシテモ、相當程度迄ノ意見ハ決
メルト考ヘマス、ソソナ關係モゴザイマス、
差シ當リ先程申シマシタヤウナ調査員ヲ使
ヒマシテ調査ヲ致シマスレバ、ソレ程時間
ヲ掛けズニ調査ガ出來ルノデヤナカラウカ
無論適當ノ處置ヲ講ジナケレバナラナイト
ト考ヘテ居リマス、是ハ具體的ニ實施致シ
マシテ、手ガ足リマセヌヤウナ場合ニハ、
考ヘテ居リマス
○委員長(伯爵堀田正恒君) 皆サンニ御諮
リ致シマスガ、參考書類ガ御手許ニ廻ツテ
居リマスガ、マダ御覽ニナツテ居ル方モ少
イト思ヒマス、又参考書類ヲ先程モ要求ニ
ナツテ居リマスカラ、本日ハ此ノ程度デ質疑
ヲ止メテ置イテ如何デセウカ

○委員長(伯爵堀田正恒君) 皆サンニ御諸
リ致シマスガ、参考書類が御手許ニ廻ツテ
居リマスガ、マダ御覽ニナッテ居ル方モ少
イト思ヒマス、又参考書類ヲ先程モ要求ニ
ナツテ居リマスカラ、本日ハ此ノ程度デ質疑
ヲ止メテ置イデ如何デセウカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵堀田正恒君) ソレヂヤ本日
ハ是デ散會致シマス、月曜日ハ午前十時カ
ラ開會致シマス

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵堀田 正恒君
副委員長 男爵松平外與麿君
委員

宇佐美勝夫君
河原田稼吉君
西乙君

政府委員
磯貝 浩君
山隈 岩元
康君 達一君

國民財政獎勵局次長	同	大藏省銀行局長	大藏次官	廣瀨	磯貝
商工省振興部長	堀	大藏書記官	相田	豐作君	山隈
	栗原	坂口	岩夫君	岩元	康君
	山際	芳久君	達一君	浩君	
	正道君	修君	義臣君		

昭和十六年二月二十五日印刷

昭和十六年二月二十六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局